

【小規模事業者向け】 ※従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主

【5月19日以降】 雇用調整助成金の相談・申請手続き・受給までの流れ

【相談窓口や関係書類の入手先】

～緊急対応期間(4/1～9/30)の休業等に関して～

| 相談窓口 | 備考 |
|---|-----------------------------|
| ①沖縄労働局 助成金センター ☎ 098-868-1606 ②県内の各ハローワーク | 助成金説明、書類作成のアドバイス、書類入手、書類の提出 |
| ③グッジョブ相談ステーション ☎ 098-941-2044 | 助成金説明、書類作成のアドバイス、書類入手 |
| ④次の場所では地域の商工会・商工会議所と連携し定期的に雇用調整助成金の相談会を開催し、助成金の説明や書類作成のアドバイスをします。日程はグッジョブ相談ステーションや各商工会・会議所の窓口・ホームページでご確認ください。 石垣市商工会、宮古島商工会議所、名護市商工会、北谷町商工会、宜野湾市商工会、糸満市商工会、沖縄商工会議所、浦添商工会議所（※その他の商工会でも不定期に開催します。） | |

| 申請書類の入手先 | 入力方法 |
|--|---|
| ・沖縄労働局 職業対策課、県内の各ハローワーク ・グッジョブ相談ステーション ・県内市役所・役場の商工担当課(予定) | 最寄りの左記窓口で手続きに必要な書類を入手して下さい。 (指定の様式は「グッジョブ相談ステーション」、「沖縄県雇用政策課」のホームページでもダウンロード)できます。 |
| ・厚生労働省ホームページ | 「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナウイルス感染症対策特例措置用」で検索し、ダウンロードしてください。 |

【必要な書類】 ※書類には【指定の様式】と【添付書類】(各社で準備する書類)があります。

※5月19日以降において事前の計画届の提出は不要です。休業実施後の支給申請のみとなります。

支給申請に必要な書類(休業編)

- ①【様式新特小第1号】雇用調整助成金支給申請書
- ②【様式新特小第2号】休業実績一覧表
- ③【様式新特小第3号】支給要件確認申立書(雇用調整助成金)

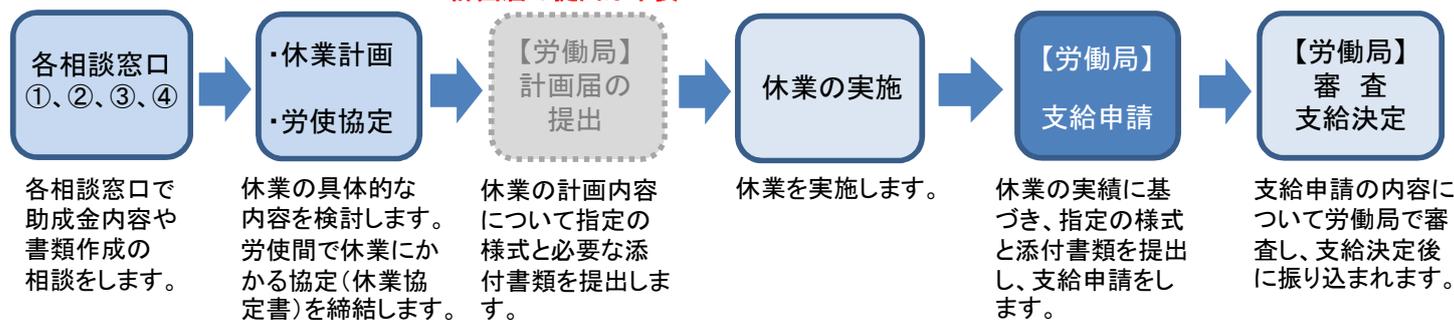
【添付書類】

- ④生産指標の確認のための書類 / 売上高などがわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿など)
※休業した月と1年前の同じ月(又は前月あるいは前々月でも可)の2か月分が必要です。2回目以降は提出不要。
- ⑤労働日・休日・休業の実績が分かる書類 / 出勤簿、タイムカードなどの写しをいずれか一つ
- ⑥休業手当・賃金の額が分かる書類 / 給与明細、賃金台帳の写しをいずれか一つ
- ⑦(役員等がある場合は)役員名簿 / 性別・生年月日が入っていること ※役員のいない、個人事業主は不要
- ⑧その他、初回申請時に「就業規則、給与規程、労働条件通知書、雇用契約書等の写しをいずれか一つ」、「通帳の写し」
※必要に応じて、シフト表の写し等が必要です。 ～詳細は沖縄労働局にてご確認ください～

【提出先】 沖縄労働局または各ハローワークへ 【提出方法】 次のいずれか ①窓口 ②郵送 ③オンライン申請

【受給までの流れ】 ※詳細は労働局や厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金支給申請マニュアル」などでご確認ください。

※特例(～9/30まで)として、
計画届の提出は不要



※お悩み、お困りの場合は、お気軽に相談窓口をご利用ください。

※申請期限は「支給対象期間の末日の翌日」から2か月以内です。
支給対象期間の初日が1/24から5/31の休業の申請期間は特例により8/31まで

※このチラシの最新版は、「グッジョブ相談ステーション」や「沖縄県雇用政策課」のホームページにてご確認ください。

お問合先／グッジョブ相談ステーション ☎ 098-941-2044

【沖縄県 雇用政策課 事業者向け雇用支援事業】

【令和2年6月12日 現在版】